

東日本大震災に伴う更新講習修了確認期間の特例に関するQ & A

※ 免許管理者:教員の勤務地の都道府県教育委員会のことを言います。

Q 今回の特例の要点を教えてください。

A 更新講習は、通常であれば、修了確認期限から2年2月前までの期間内に受講することが必要であり、修了確認期限を延期した場合は、延期後の修了確認期限から2年2月前までの期間内に受講した更新講習が有効なものと扱われます。
今回の特例省令は、旧免許状を所持している現職教員が、東日本大震災を理由に修了確認期限までに更新講習の課程(30時間以上)を修了することが困難であると免許管理者が認め、修了確認期限を延期した場合において、修了確認期限を延期する前に受講した更新講習が無効とならないようにするための特例措置を講ずるものです。

Q 今回の特例省令は、どのような教員を対象としているのでしょうか。

A 東日本大震災を理由に30時間以上の更新講習の課程を修了することが困難であると免許管理者が認めて、修了確認期限を延期した教員が対象となります。

Q 家族が被災したため、介護等により更新講習の受講が困難になってしまいましたが、このような場合も特例の対象となるのでしょうか。

A 東日本大震災により家族が被災し介護等をする必要が生じたため更新講習の受講が困難であると免許管理者が認めて、修了確認期限を延期した場合については、対象となります。

Q 東日本大震災の被災地以外の都道府県等から被災地に派遣された教員も特例の対象となるのでしょうか。

A 被災地以外の教員が、職務命令として東日本大震災の被災地に派遣され、学校における教育活動等に従事することにより、更新講習の受講が困難であると免許管理者が認めて、修了確認期限を延期した場合については、対象となります。

Q 被災地に居住又は勤務する教員ではありませんが、土日や長期休暇などを使って被災地にボランティアに行きたいと思っています。この場合も、特例の対象となるのでしょうか。

A 修了確認期限は、病気休暇や産前産後の休業、介護休業、在外教育施設に勤務しているなど、「やむを得ない事由」により更新講習の受講が困難であると免許管理者が認めた場合に延期することが可能とされています。

「やむを得ない事由」に該当するか否かは一義的には免許管理者が判断することになりますが、一般的には、ボランティア休暇や土日、長期休暇などを使って被災地にボランティアに行く場合、修了確認期限の延期が必要であるほどの「やむを得ない事由」に該当するとは想定されにくいものと考えます。(他方、例えば、長期間にわたるボランティアなど、免許管理者が東日本大震災に伴う「やむを得ない事由」に該当すると判断した場合は、特例の対象となります。)

教員の方々には、計画的に更新講習の受講をしていただきますようお願い致します。

Q この特例ができる前に、既に東日本大震災を理由に修了確認期限を延期しています。今回の特例は、省令が施行される前に延期した教員も対象となるのでしょうか。

A 今回の特例省令の適用日は東日本大震災が発生した3月11日としていることから、この特例省令の公布前に東日本大震災を理由に修了確認期限を延期した教員も、特例の対象となります。

Q 今回の特例は、「免許状更新講習の課程(30時間)の一部の履修の認定を受けているとき」に適用されるとのことですが、なぜ「一部の履修の認定」なのでしょう。30時間受講済みの教員は対象にならないのでしょうか。

A 旧免許状を所持している現職教員は、30時間以上の更新講習の受講及び修了認定が義務付けられていますが、既に更新講習の課程(30時間)の全部を受講している場合、そもそも修了確認期限を延期する必要はなく、当該期限までに免許管理者による更新講習修了確認を受ければよいこととなりますので、敢えて特例の対象とする必要はありません。

Q 「やむを得ない事由」により修了確認期限を延期した場合、受講した更新講習が何年も前のものになってしまうことも想定され、その講習も有効と認められるとなると「最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得る」という教員免許更新製の趣旨と矛盾してしまうのではないのでしょうか。

A 今回の特例措置により、何年も前に修了認定を受けた更新講習についても、有効な更新講習と認められる可能性はありますが、今回の措置は、東日本大震災に起因するやむを得ない事由により更新講習の受講が困難であるとして修了確認期限を延期した現職教員に対し、特例措置を講ずるものです。

なお、免許管理者にあっては、「やむを得ない事由」について適切に判断いただき、不必要に長期にわたる修了確認期限の延期とならないように留意いただくことが必要です。

【参考】

○教育職員免許法

附則(平成19年6月27日法律第98号)

(教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 1～3(略)

4 免許管理者は、旧免許状所持現職教員が、新法第九条の三第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により当該旧免許状所持現職教員に係る前項に規定する修了確認期限(以下この条において単に「修了確認期限」という。)までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、当該修了確認期限を延期するものとする。(後略)

○教育職員免許法施行規則

附則(平成19年7月31日文部科学省令第22号)

第七条 改正法附則第二条第四項前段の文部科学省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。

- 一 心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き九十日以上
の病気休暇(九十日未満の病気休暇で免許管理者がやむを得ないと認めるもの
を含む。)、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。
 - 二 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること。
 - 三 海外に在留する邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれら
に準ずるものにおいて教育に従事していること。
 - 四 外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること。
 - 五 大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の
大学の課程に専修免許状の取得を目的として在学していること(取得しようとする専
修免許状に係る基礎となる免許状(免許法別表第三、別表第五、別表第六、別表第
六の二又は別表第七の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合には有す
ることを必要とされる免許状をいう。)を有している者に限る。)
 - 六 教育職員として任命され、又は雇用された日から改正法附則第二条第三項に規定
する修了確認期限(以下単に「修了確認期限」という。)までの期間が二年二月未満
であること。
 - 七 前各号に掲げる事由のほか、免許管理者がやむを得ない事由として認める事由が
あること。
- 2 (略)

(問い合わせ先)

文部科学省

初等中等教育局教職員課教員免許企画室

免許係 松本、小坂

電話:03-5253-4111(内線:2451)

FAX:03-6734-3742

Mail:menkyo@mext.go.jp